

プロポーザル方式に係る手続き開始の公示

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和8年7月13日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 業務内容

(1) 業務名

東広島市地域包括支援センター新システム構築業務

(2) 業務の仕様等

プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

東広島市役所及び各地域包括支援センター

(5) 提案上限額

38,885,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案上限額に、導入後の保守費用および利用料は含まない（導入後の保守等に関する契約は別に行う）。

2 プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公示の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、東広島市の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 東広島市税を滞納していないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 プロポーザル手続等

(1) プロポーザル説明書及び仕様書等入手方法

プロポーザル説明書及び仕様書等は、東広島市のホームページからダウンロードすることにより、入手することができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む）は、次のとおり交付する。

ア 交付場所

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課（東広島市役所本庁舎2階）

電話（082）420-0984

イ 交付期間

令和8年7月13日（月）から令和8年7月24日（金）まで（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

(2) プロポーザル参加資格の参加表明

ア 本件プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル説明書に明記されているプロポーザル参加表明書及び必要な添付書類（以下「プロポーザル参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

確認の結果、プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

3(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年7月24日（金）午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、3(2)ウの期限までに必着することとする。

オ プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年7月31日（金）までに通知する。

(3) 質問書の提出期限及び提出方法並びに回答方法

ア 提出先

3(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年8月12日（水）午後0時

ウ 提出方法

持参、ファクシミリ又は電子メールによる。ただし、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、イの期限までに必着することとし、質問書が提出先に到達していることを電話により速やかに確認すること。

エ 質問に対する回答方法

令和8年8月19日（水）までに東広島市ホームページに掲載する。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

3(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年8月26日（水）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、イの期限までに必着することとする。その提出に当たっては、提案書が提出先に到達していることを電話により速やかに確認すること。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容（プレゼンテーション・ヒアリングを行う場合においては、その内容を含む。）を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 評価基準

プロポーザル説明書による。

(3) 結果の通知

最優秀者を特定した後は、速やかに全ての提案書の提出者に対して、その結果を通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約締結の前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第34条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) プロポーザル参加者に求められる義務

プロポーザル参加者は、契約を担当する職員からプロポーザル参加表明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）作成の要否

要

(5) その他

プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課（東広島市役所本庁舎2階）

電話（082）420-0984、ファクシミリ（082）426-3117

メールアドレス hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp